

*規約（会則）は、総会において会員の総意で決めるものです。
「会」として保存の上、会員の皆様に周知してください。

■規約（会則）の例

〇〇〇〇〇規約

（名称、事務所）

第1条 本会は、〇〇〇〇〇と称し、事務所を会長（代表者）宅に置く。

（目的）

第2条 本会は、〇〇〇〇の学習を主体として活動し、あわせて会員相互の向上と親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

（1）週〇〇回、〇〇〇の定例会を行う。

（2）前条に定める目的達成のため、必要と認めた事業を行う。

（会員）

第4条 本会の会員は、立川市内に在住又は在勤（在学）する者を中心として、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

（役員）

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長（代表者）1名、副会長〇名、会計〇名、庶務〇名

（役員を選出）

第6条 役員は、総会において選出する。

（役員の任期）

第7条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任は妨げない。

（会議）

第8条 会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）総会

（2）役員会

（経費）

第9条 本会の経費は、会費をもって充てる。

2 会費は、月額（年額）〇〇〇〇円とする。

3 入会金は、〇〇〇〇円とする。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は、〇月〇日から始まり翌年の〇月〇日に終わる。

附 則

この規約（会則）は、■■〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。